

令和5年11月24日

各位

八千代町長 野村 勇  
( 税 務 課 扱 )

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出のお願い

税務行政につきまして日頃からご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書につきましては、近年、記載内容を確認するため事業所に問合せが必要となる事例が多数発生しています。

各事業所におかれましては、地方税法第317条の6①の規定に基づき、給与支払報告書を提出いただいているところではありますが、適正な課税のため、今一度**裏面の注意点をご確認のうえ給与支払報告書を作成くださいますようお願いいたします。**

なお、今回の提出期限は令和6年1月31日(水)となっております。

※令和5年中に給与等を支払った令和6年1月1日現在八千代町居住の従業員(退職者を含む)がない場合は、八千代町に提出の必要はありません。

※給与支払報告書は可能な限り地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用してご提出ください。なお、この場合今回送付した書類は、返送不要です。

※租税条約による住民税の免除について、従業員の代わりに事業所の方が代理で申請する場合には、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを毎年八千代町に提出する必要があります。

問合せ先

八千代町役場 町民くらしの部 税務課 住民税係

TEL 0296-48-1111 内線 1531

### 地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」

八千代町は、かんたん便利なeLTAXによる電子申告、電子申請、共通納税を推進しています。

パソコンを用いて給与支払報告書、給与所得者異動届の提出のほか、地方税共通納税システムを利用し特別徴収税額の納入も出来ます。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。(右の二次元バーコードからアクセス)



○根拠法令 地方税法第317条の6①

#### 給与支払報告書の提出等

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者及び公的年金等の支払をする者で源泉徴収をする義務のあるものは、1月31日までに各々の支払報告書を市町村長に提出する。

